## ソーシャルビジネスを支援

社会や地域の課題をビジネスの手法で解決する取り組みを支援します。

**＜①事業者の経営を支援＞**

内 専門家による経営支援など。

対 市内でのソーシャルビジネス事業開始後3年未満か、起業を目指す中小企業・NPO・個人など5事業者程度。

**＜②ソーシャルビジネス見本市の出展者を募集＞**

内 出展料は市が負担。

日 11月6日(木)、7日(金)。

所対 アクセスサッポロ（白石区流通センター4）。市内で1年以上ソーシャルビジネスに取り組む、中小企業・NPO・個人など3～5事業者。

※①②の申 5月1日(木)から産業振興課（中央区北1西2経済センタービル内）、**HP**で配布する募集要項をご覧の上、申込書などを、6月13日(金)（必着）まで。選考あり。

問 産業振興課☎(211)2372

## 製造業の技能研修に掛かる経費を補助

**補助金額** 対象経費の2分の1。限度額は40万円まで。

対 市内に本社があるなどの要件を満たす中小製造業など。

申 市役所15階ものづくり産業課、**HP**で配布中の申請書、事業計画書などを、9月30日(火)（必着）まで。選考あり。

問 ものづくり産業課☎(211)2362

## フード特区関連企業の大型設備投資を支援

内 融資に掛かる利子の一部を助成。詳細はお問い合わせを。

**助成金額** 利子の0・5%以内。1年間の限度額は250万円。

対 要件を満たす中小企業者。

申 **HP**で募集要項をご覧の上、随時。

問 産業振興課☎(211)2372

## ものづくり企業の新製品開発を支援

内 食、環境、健康・福祉、製造、バイオ、ITの分野で新製品などの開発を行う際、経費の一部を補助。

**補助金額** 対象経費の2分の1。限度額は500万円まで。

対 市内に本社を有する中小企業者、組合など。

申 5月12日(月)から市役所15階ものづくり産業課などで配布する申込書を、6月6日(金)（必着）まで。選考あり。

問 ものづくり産業課☎(211)2362

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出

産業廃棄物を排出した事業者は、毎年6月30日までに、前年度に交付した管理票の交付等状況報告書を提出してください。

問 事業廃棄物課☎(211)2927、**HP**

## 飲料水貯水槽や飲用井戸の検査項目が増えました

マンション・ビルなどの飲料水貯水槽、飲用井戸等施設に関する要綱などの改正により、建物の所有者に行っていただく水質検査の項目が増えました。詳細はお問い合わせいただくか、**HP**をご覧ください。

問 環境衛生課☎(622)5165

## 道内・東北メーカーとの商談会に参加する卸売企業を募集

日 10月27日(月)13時～19時、28日(火)10時～19時。

所 コンベンションセンター（白石区東札幌6の1）。

対¥ 道内の卸売企業。3千円。卸商連盟会員は無料。

申 市役所15階海外戦略推進課、**HP**で配布中の申込書を、5月23日(金)（必着）まで。

問 海外戦略推進課☎(211)2481

# 仕事

## 就職活動ワンポイントセミナー

内日 自己分析＝5月13日(火)、面接練習会＝15日(木)、6月10日(火)、職務経歴書＝5月20日(火)、6月3日(火)。いずれも13時30分～15時30分。

所 サンプラザ（北区北24西5）。

対 求職中の方各回20人。

申 5月12日(月)からキャリアバンク☎(708)8321へ。先着

問 市コールセンター☎(222)4894

## 就職支援無料セミナー

日対 左表の通り。

■就職支援無料セミナー

| 対象 | | 開催日 | 時間 |
|---|---|---|---|
| 中高年齢者（35歳～64歳） | ① | 5/13(火) | 9時30分～12時30分 |
| | ② | 5/20(火) | |
| | ③ | 6/3(火) | |
| 女性（59歳まで） | ④ | 5/15(木) | 13時30分～16時30分 |
| | ⑤ | 5/27(火) | |
| | ⑥ | 6/10(火) | 9時30分～12時30分 |
| 子育て女性 | ⑦ | 6/5(木) | |

※①～⑦は重複受講できません

所定 ①～⑥はサンプラザ（北区北24西5）、⑦はエルプラザ／15ページ。各回24人。

申 5月12日(月)からキャリアバンク☎(708)8321へ。先着

問 市コールセンター☎(222)4894

## Skip(スキップ)さっぽろ説明会

内 正社員・フルタイムでの就職を目指す方向けの説明会。

日 ①5月14日(水)、②19日(月)、③21日(水)、④26日(月)、⑤28日(水)、⑥6月2日(月)、⑦4日(水)。いずれも11時～12時。

所 ①③⑤⑦はアスティ45（中央区北4西5）、②④⑥はサンプラザ（北区北24西5）。

申 希望する説明会の前日までに☎。

申込先問 Skipさっぽろ☎(798)4996

## 訪問看護スキルアップ講座

内 在宅患者の緩和ケア。

日 5月31日(土)13時30分～15時30分。

所 市立大学サテライトキャンパス（中央区北4西5アスティ45内）。

対 訪問看護師など50人。

¥ 500円。

申 ☎、FAX、E。上欄必要事項と在宅患者の緩和ケアに関する質問を記入し、5月12日(月)から。先着

申込先問 市立大学サテライトキャンパス☎(218)7500、FAX(218)7507、Ekoza@acu-h.jp、**HP**

## 調理師試験

**試験日** 8月28日(木)。

対 5月23日(金)現在で調理業務に2年以上従事した方。

¥ 6千900円。

申 保健所（中央区大通西19WEST(ウエスト)19内）、区保健センタ

**お知らせの見方**
内＝内容　日＝日時　所＝会場　対＝対象　定＝定員　¥＝費用　申＝申込　問＝問い合わせ先　☎＝電話　FAX＝ファクス
E＝Eメール　HP＝ホームページ（11ページ）に詳しい内容を掲載しているもの
※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

1などで配布中の願書を、5月23日(金)（消印有効）まで。
問区役所（1ページ）の健康・子ども課（ただし東区は☎(711)3213）

## 税金

**＜個人市民税と道民税の均等割が引き上げられます＞**
防災・減災事業の財源の確保のため、平成26年度から35年度までの間、個人市民税と道民税の均等割がそれぞれ500円引き上げられます。
問市税事務所（下表）の市民税課

**＜家屋の実地調査にご協力を＞**
固定資産税の評価額を算出するため、今年、新築・増築・改築された家屋（車庫・物置を含む）を対象に実地調査を行っています。所有者の方には、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。

**＜省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税を減額＞**
平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年3月31日(木)までに50万円を超える一定の省エネ改修工事（窓の断熱工事必須）を行い、省エネ基準に適合する場合、申告により翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、必要書類を添付して資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。
問市税事務所（下表）の固定資産税課

### 65歳以上の公的年金受給者の方の個人市・道民税の納付方法

対象の方は、公的年金から個人市・道民税（住民税）が特別徴収（天引き）されます。詳しくは、6月中旬に発送する通知書をご覧ください。
■対象者　前年中に公的年金を受給している、26年4月1日時点で65歳以上の方。
※介護保険料が年金から天引きされていない方、1月1日以降に市外へ転出された方などを除く
■対象税額　年金所得に対する住民税額。
※年金以外の所得に対する住民税額は、従来どおり納税通知書で納めていただきます

■天引きの時期と方法

| 年金受給月 | 前年度から年金天引きが ①継続している方 | 前年度から年金天引きが ②継続していない方 |
|---|---|---|
| 4月 | 2月分と同額を各月の年金から天引き（仮徴収） | |
| 6月・8月 | | 1/2相当額を納税通知書で納付 |
| 10月・12月<br>来年2月 | 仮徴収分を除いた額を年金から天引き（本徴収） | 残り1/2相当額を年金から天引き |

問市税事務所（下表）の市民税課

**6月2日(月)は軽自動車税の納期限です**
納税通知書は5/12(月)に発送。納税に関するご相談は市税事務所納税課（下表）へ

■市税事務所所在地・電話番号

| 区 | 市税事務所・所在地 | 電話番号 納税課 | 市民税課 | 固定資産税課 |
|---|---|---|---|---|
| 中央区 | 中央（中央区北2東4サッポロファクトリー2条館） | 211-3913 | 211-3914 | 211-3918 |
| 北・東区 | 北部（中央区北4西5アスティ45） | 207-3913 | 207-3914 | 207-3918 |
| 白石・厚別区 | 東部（厚別区大谷地東2交通局庁舎） | 802-3913 | 802-3914 | 802-3918 |
| 豊平・清田・南区 | 南部（豊平区平岸5の8イースト平岸） | 824-3913 | 824-3914 | 824-3918 |
| 西・手稲区 | 西部（西区琴似3の1コトニ3・1ビル） | 618-3913 | 618-3914 | 618-3918 |

## 保険・年金

### 国民健康保険

**＜加入・脱退漏れにご注意を＞**
退職や就職などで国保の加入・脱退手続きが必要になる方は、14日以内に届け出をしてください。また、国保以外の健康保険に本人として加入していた方が後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、他の家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。

**＜70歳～74歳の方の自己負担割合の見直し＞**
医療費の自己負担割合は、これまで特例措置で1割としていましたが、今年4月以降70歳になる方（昭和19年4月2日以降生まれ）から2割になります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割に据え置きます。

**＜所得申告書の提出を＞**
国保の保険料は、前年の所得に基づいて計算します。税の申告をした方や所得税が源泉徴収された方以外の方は保険料計算のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、必ず提出してください。
問区役所（1ページ）の保険年金課

広告